

## 生産緑地の一部買取申出による営農計画書

江南市長

買取申出後に所有する残りの生産緑地の営農計画は、下記のとおりです。

なお、下記事項を、農地基本台帳と食い違いが生じないように農政課へ届け出ることを、誓約します。

所有者氏名

所在及び地番	地目	面積 (㎡)	主たる農業従事者氏名	従事日数(年間)

※ 上記事項と農地基本台帳に食い違いが生じますと、農業委員会の証明書が発行されないため、次回の買取申出ができなくなります。